ストレスチェック制度に関する検討会報告書 厚労省

扱い等に関する検討会」(いずれも座 に関する検討会」と「ストレスチェッ 長・相澤好治北里大学名誉教授)の検 ク制度に関わる情報管理及び不利益取 レスチェックと面接指導の実施方法等 書をとりまとめた。同報告書は、「スト レスチェック制度に関する検討会報告 討結果をとりまとめたもの。 厚生労働省は二〇一四年一二月一七 改正労働安全衛生法に基づくスト

具体的な運用方法などについて検討を チェック制度の一二月一日施行に向け、 者を交えた両検討会を開催。ストレス 月から、労使の代表に加え、医療関係 た。法改正を受け、厚労省は昨年一〇 にストレスチェックの実施を義務付け 上の事業所(五〇人未満は努力義務) 正労働安全衛生法は、従業員五○人以 一〇一四年六月に可決・成立した改

に取り組んでいる (P36~39)。 の運用方法を示すとともに、その周知 管理のあり方、不利益取扱い防止など チェックや面接指導の実施方法、情報 とに、省令や指針等を策定。ストレス さらに、厚労省では、同報告書をも

生産性の向上にもつながる 未然防止だけでなく

度の趣旨について、「定期的に労働者の 報告書は冒頭、 ストレスチェック制

検義務がないこと、結果は本人に通知

断と同時に実施することも可能とした

上で、ストレスチェックは労働者に受

るもので、メンタルヘルス不調のリス 国を挙げた取組」と明記する。 ヘルス不調を未然に防止しようとする 面接指導につなげることで、メンタル クの高い者を早期に発見して、 とで、リスク要因そのものも低減させ 評価し、職場環境の改善につなげるこ 分析し、職場におけるストレス要因を させるとともに、検査結果を集団的に のメンタルヘルス不調のリスクを低減 スの状況について気づきを促し、個人 本人に結果を通知して、自らのストレ ストレスの状況について検査を行 医師の

を積極的に活用するよう求めた。 して、事業経営の一環として、同制度 性の向上にもつながるものである」と 働きやすい職場の実現を通じて、生産 なく、従業員のストレス状況の改善や レスチェック制度が、未然予防だけで そのうえで事業者に対しては、「スト

内部規定の策定・周知を

ことが重要」と報告書は指摘する。 ら、効果的なものにするよう努力する などの場を活用し、協力・連携しなが を正しく理解したうえで、衛生委員会 医療従事者等の関係者が、制度の趣旨 事業者、労働者、産業保健スタッフ、 施するには、「制度の十分な周知に加え、 実施にあたっては、衛生委員会にお 実際にストレスチェックを円滑に実

> 当とする。外部機関に委託する場合に 労働者にあらかじめ周知することが適 を内部規定として策定するとともに、 等に則った上で、各事業所での取扱い を明記することが適当とした。 施者及び実施事務従事者(実施者除く) は、契約書に委託先の実施者、共同実 法④情報取扱い⑤不利益取扱い防止― いて、 ―などについて、審議・確認し、 ①実施目的②実施体制③実施方 法令

調査票により年一回以上実施

産業医等が共同実施者として関与する 外部委託する場合には、当該事業所の ることが適当とした。実施者について 護師、精神保健福祉士については、一 おいて産業保健業務に従事している看 精神保健福祉士とした。現に事業所に 回以上、実施することが適当とする。 ことを基本として、一年以内ごとに一 など、両者の密接な連携を求めた。 いる産業医等が望ましいとする一方、 は、事業所の状況を日頃から把握して 定の要件のもと、研修の受講を免除す に加え、一定の研修を受けた看護師、 実施にあたっては、一般定期健康診 実施者になれるのは、医師、保健師 実施方法については、調査票による

票を別葉にすることなどを求めた。 きないことに留意し、ストレスチェッ クの調査票と一般定期健康診断の問診

本人同意なくして事業者に提供で

トピックス

チェック項目は指針等で明 示

因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサ 環境の改善が目的であることを踏まえ、 が必須とされた。 ポート」の三領域をすべて含めること チェック項目には、「仕事のストレス要 ŀ レスへの気づきと対処の支援や職場 ストレスチェック制度は、本人のス

を選定できるとした。 衛生委員会で審議のうえ、独自に項目 現時点でもっとも望ましいとして、各 性ストレス簡易検査票(五七項目)が 省の委託研究により開発された、職業 すとした。標準項目としては、旧労働 適当ではなく、指針等で標準項目を示 法令に基づく基準として定めることは 企業はこの標準項目を参考としつつ、 具体的なチェック項目については、

結果は労働者本人に直接通

導の対象者であること」「事業者への面 象となった労働者に対しては、「面接指 が適当とした。さらに、面接指導の対 た。その際、検査結果に加え、セルフ 別に直接通知しなければならないとし いよう、封書やメール等で労働者に個 の方法については、他の者にみられな 実施者から労働者本人に通知する。そ ケアのためのアドバイスも伝えること ストレスチェックの結果については

ーブ、食匠告号でで置合いって受査とが適当とした。 とが適当とした。

一方、検査結果を実施者から事業者に提供するには、労働者の同意が得られた場合に可能となる。労働者の同意やスの取得方法については、事前同意やストレスチェック実施時の同意は不適当とした上で、労働者本人への結果通知とした上で、労働者本人への結果通知とした上で、労働者本人への結果通知とした。さらに、同意しない労働者に対して、事業者が同意を強要するとした。さらに、同意しない労働者に対して、事業者が同意を強要するとした。

結果通知後のフォローアップも

結果の通知を受けた労働者に対して結果の通知を受けた労働者に対しては、実施者が面接指導が働者に対しては、実施者が面接指導が働者に対しては、実施者が面接指導の申出勧奨を行うては、実施者が面接指導の申出勧奨を行うことも推奨する。

腎力養務こ 職場のストレス状況の分析は

スチェックに加え、職場における一定報告書では、労働者個人へのストレ

いても言及する。 ストレス状況を分析する集団分析につ規模の集団(部、課など)についての

目的とすることを踏まえると、さ動音が下と同様、職場環境の改善も重要でケアと同様、職場環境の改善も重要でたの結果に基づき、必要な職場環境の改善が、事業者に対しては、個人のストめが、事業者に対しては、個人のストめが、事業者に対しては、個人のストめが、事業者に対しては、個人のストめが、事業者に対しては、個人のストめが、事業者に対しては、個人のストかの結果に基づく職場環境の改善をは言い難いことから、集団分析の手法が十方、現時点では、集団分析の手法が十方、現時点では、集団分析の手法がして、広く普及している状況分に確立して、広く普及している状況の普及を図ることが適当とした。

集団分析の結果については、労働者の同意なく、事業者が把握可能として、をたし、対象者が少人数で当とした。ただし、対象者が少人数である場合、労働者個人が特定されるおある場合、労働者個人が特定されるおるで人を下回る場合、対象労働者全員の同意がない限り、事業者に結果を提供することは不適当とした。

面接指導は産業医が実施

面接指導の実施については、労働者の法指導を外部の医師に委託する場合に接指導を外部の医師に委託する場合にが適当とする。実施者は、当該事業とが適当とする。実施者は、当該事業とが適当とする。実施者は、当該事業

況――について確認するとともに、労状況④周囲のサポート状況⑤心身の状務状況②ストレス要因③心理的負担の商接指導においては、医師が、①勤

関や専門医を紹介する。の指導を行い、必要に応じて、相談機働者に対して、保健指導などの医学上

面接指導の実施後、事業者は医師から遅滞なく意見を聴くことが適当とする。聴取する内容は、就業上の措置の必要性と講ずべき措置に係る意見とする。面接指導の結果にもとづき、事業者が就業上の措置を講じるにあたっては、労働者に対する不利益取扱いにつながらないよう、留意することも付けながらないよう、留意することも付けれるた。

事項を明記合理的理由のない不利益取扱い

事業主は行ってはならないとする。 をしたことを理由に、事業者は不利益 をしたことを理由に、事業者は不利益 をしたことを理由に、事業者は不利益 をしたことを理由に、事業者は不利益 をしたことを理由に、事業者は不利益

具体的には、①ストレスチェックを受けない労働者に対して、受けない労働者に対して、受けない労働者に対して、同意しないことを理由に、不利益な取扱いを事業者が行うこと②個人のストレスチェックが行うこと②個人のストレスチェックを理由に、不利益な取扱いを事業者が行うこと③面接指導の申出を行わない労働者に対して、申出を行わないごとを理由に、不利益な取扱いを事業者が行うこと、不利益な取扱いを事業者が行うこと、不利益な取扱いを事業者が行うこと、不利益な取扱いを事業者が行うこと。

職位変更などについても、避けるべき解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・そのほか、面接指導の結果を理由に、

ものとして例示する。

派遣労働者は派遣元に実施義務

当とした。 関する留意点としては、労働者派遣契 と連携して、 遣先の変更など、必要に応じて派遣先 的に変更する措置を講じることは困難 所等が特定されており、派遣元が一方 約では、あらかじめ業務内容、就業場 が実施義務を負う。一方、集団分析に の実施等については、法令上、派遣元 クの実施、結果の本人通知、面接指導 遣労働者個人に対するストレスチェッ するためには、派遣契約の見直しや派 であることから、就業上の措置を実施 ついては、派遣先の努力義務とした。 派遣労働者に対する就業上の措置に 派遣労働者の取扱いについては、 適切に対応することが適

制限はなかった。業者の間で共有することに、法令上の者の健康情報については、産業医と事者の健康情報については、産業医と事

法改正に伴い、産業医がストレスチェックの実施者となり、受検した労がった場合、ストレスチェックの結果は、産業医と事業者との間で共有できな、産業医と事業者との間で共有できない限り実施者にとどまり、事業者にない限り実施者にとどまり、事業者にない限り実施者にとどまり、事業者にない限り実施者にとどまり、事業者にない限り実施者にとどまり、事業者にない限り実施者にとどまり、受検した労ない。

(調査・解析部)

厚生労働省は四月二八日、 昨年一年

|大災害は前年比一九・七%の大幅増 - 平成二六年の労災発生状況

平成一八年の三一八件に次ぐ高水準と 増加。年間当たりの発生件数としては を下回ったものの、平成二六年は再び 中でも、一度に三人以上が被災する「重 件数とも、前年を上回る結果となった。 間の労働災害発生状況を集計・公表し 件(一九・七%)の大幅増だった。重 大災害」は二九二件で、前年より四八 亡災害」「死傷災害」「重大災害」の発生 た。それによると、平成二六年は「死 大災害は平成二五年に四年ぶりに前年

建設業や製造業で増加

件などとなっている。 る火傷など「中毒・薬傷」が同二二・ 順に、一酸化炭素中毒や化学物質によ 増の一四七件だった。次いで多かった で同七三・五%増の五九件と大きく増 年比三九・八%増の一三〇件、「製造業」 ○%増の五○件、「火災・高熱物」 加した。事故の型別にみると、「交通事 一三三・三%増の一四件、「爆発」およ 重大災害は、とくに「建設業」で前 「倒壊」が同三七・五%増の各一一 が半数超を占め、前年比一九・五% 」が同

死亡災害者数は二・六%増

る死亡者」数は一○五七人で、前年の 方、平成二六年の「労働災害によ

> 増の九七人などとなった。 れ・巻き込まれ」が同一四・四%増の 減の二三二人、機械等による「はさま 六三人、「交通事故 (道路) 」が同○・四% 転落」による災害が同一・一%減の二 故の型別にみると、高所からの「墜落・ 二人)などで、「陸上貨物運送事業」と 貨物運送事業」(同二三・四%増の一三 者数が多かったのは、「建設業」(前年比 増加となった。業種別にみると、死亡 一五一人、「激突され」が同二七・六% 一〇三〇人から二七人(二・六%)の 一〇・二%増の三七七人)や「製造業」 「建設業」の増加が目立つ。また、事 (同一○・四%減の一八○人)、「陸上

死傷災害者数は一・二%増

期的には減少傾向にあるものの、平成 格好になった。 たが、平成二六年は再び増加に転じた 平成二五年は四年ぶりに前年を下回っ 二四年まで三年連続で増加していた。 した。労働災害による死傷者数は、長 に比べて一三七八人 (一・二%) 増加 五三五人で、前年の一一万八一五七人 あるいは四日以上の休業)は一一万九 「労働災害による死傷者」数(死亡

年比一・四%増の二万七四五二人、「商 業」 (同四・○%増の一万七五○五人) 、 建設業」(同〇・〇三%減の一万七一 死傷者数が多い業種は、「製造業」(前

が大きかったことから通年では増加し 八%)と減少したが、上半期の増加分

事業場の自主点検を要請するなどの対 界団体等に安全衛生活動の総点検や各 対策』として、労働災害防止団体や業 働災害のない職場づくりに向けた緊急 の災害の大幅な増加を受け、八月に『労 期(七~一二月)については「上半期 した」などと分析。そのうえで、下半 成二五年同期に比べて、死亡災害が+ 響や、二月の大雪の影響等により、平 半期(一~六月)は、一~三月期の実 さまれ・巻き込まれ」が同○・二%減 増の二万五五一人、機械等による「は 高所からの「墜落・転落」が同一・八% 倒」が同四・三%増の二万六九八二人、 比べて死亡災害が▲五八人(▲一○・ 策を実施した。その結果、前年同期に 八五人 (一八・六%)、死傷災害が+ 経済活動が活発になったことによる影 の影響もあってプラス成長となるなど 質GDPが消費増税前の駆け込み需要 な動作」による災害が同二・○%増の の一万五二三八人、「動作の反動・無理 の型別では、つまずきなどによる「転 一%)、死傷災害が▲四七四人 (▲○・ 一八五二人 (三・二%) と大幅に増加 一万四一九一人などとなっている。 一%増の一万四二一〇人) など。事故 八四人)、「陸上貨物運送事業」(同〇・ こうした動向について、同省では「上

トピックス

た」とみている。

減少対策に注力 転倒災害や交通労働災害の

期間には事業場に対し、安全委員会等 り組んでいる。また、六月の重点取組 チェックリストを活用した職場巡視 での転倒災害防止対策の検討や、 害プロジェクト二〇一五」として今年 の減少を図るため、「STOP!転倒災 で死傷者数がもっとも多い「転倒災害」 にしている。具体的には、事故の型別 けて、さまざまな対策に取り組むこと 点検等の指導も行う。 一月から、災害防止の周知啓発等に取 「死傷災害」の一五%以上の減少に向 一九年度)の目標である、「死亡災害」 二次労働災害防止計画」(平成二五~ こうした状況を踏まえ、同省では

災害」を防止するため、「平成二七年度 日)」や「全国安全週間の準備月間(六 活動を働き掛けていくことにしている。 事業場に対し、積極的な労働災害防止 げ、厚生労働省・都道府県労働局から 識高めて安全職場」をスローガンに掲 には、「危険見つけてみんなで改善 意 また、「全国安全週間(七月一~七日)」 づく安全対策等の周知などを行う構え。 災害防止のためのガイドライン」に基 春の交通安全週間(五月一一~二〇 業種を問わず発生している「交通労働 月)」に警察機関と連携し、「交通労働 さらに、陸上貨物運送事業をはじめ

(調査・解析部)